

国際博覧会推進本部の運営について

〔 令和 2 年 1 2 月 2 1 日 〕
国際博覧会推進本部決定

国際博覧会推進本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

3. 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

4. 「2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」との関係について

「2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議（平成30年12月21日 閣議口頭了解）」が廃止されたことに伴い、廃止前の「2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が決定した事項及び検討した事項等については、本部に引き継がれるものとする。